

令和3年度

事業概要

(年報)



公益財団法人京都市障害者スポーツ協会

京都市障害者スポーツセンター

京都市障害者教養文化・体育会館

公益財団法人京都市障害者スポーツ協会の概要

公益財団法人京都市障害者スポーツ協会は、以下の設立趣意書に基づき、昭和63年4月1日に財団法人として設立され、平成22年4月1日に公益財団法人に移行認定された法人です。

財団法人京都市障害者スポーツ協会

設 立 趣 意 書

スポーツを行うことは、万人の基本的権利であり、障害者にもその機会は平等に保障されなければなりません。障害者にとってスポーツは身体的・精神的・社会的な効果をもたらしますが、いずれの効果も障害者の生存・自立・発達といったより基本的なニーズに根差す重要なものであります。

また、障害者はスポーツに参加することを通じて、人間的平等・障害の克服・発達の保障などの機会となることを切実に願っております。このため、障害の程度や軽重を問わず、すべての障害者がスポーツ活動に参加できる条件を整えなければならないものです。

昭和60年6月、京都市社会福祉審議会、同児童福祉審議会からの「障害者スポーツの在り方について」の答申は、以上のような考え方を基本に、特に在宅の重度障害者、精神薄弱者に焦点をあてて、スポーツ参加の現状と問題点を分析し、発展のための方策と具体的な推進方法、当面必要とされる障害者スポーツセンターの機能等について基本的な考え方を示したものです。

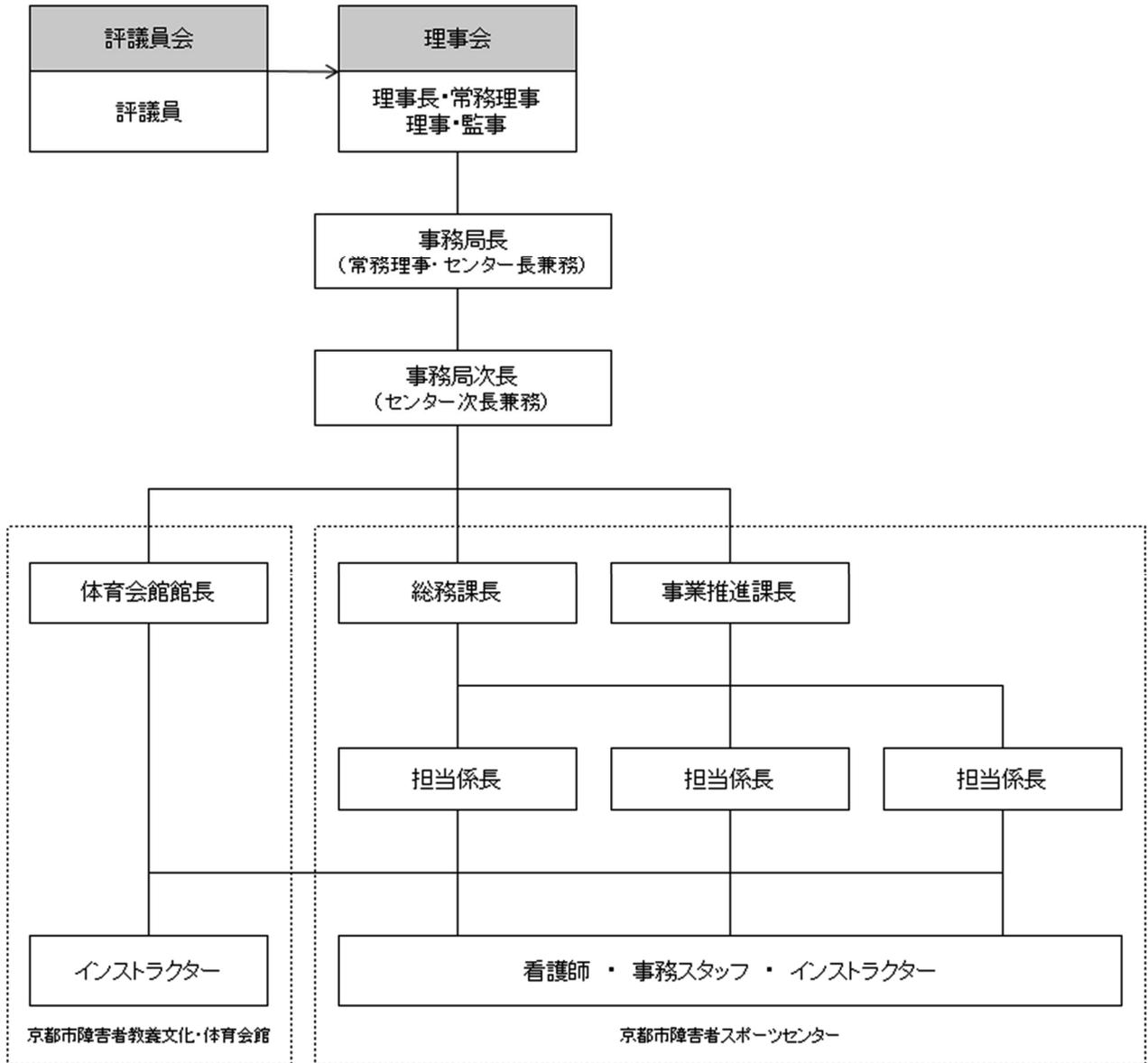
この答申を受け、京都市の障害者がスポーツを通じて、その全面的発達と健康の増進を図り、豊かな生活が享受できるよう、心身障害者のスポーツ指導と指導者の養成、心身障害者の更生のために必要な生活・その他の相談・指導等を中心になって積極的に行っていくために「財団法人京都市障害者スポーツ協会」を設立し、京都市障害者スポーツセンターの管理及び運営の受託とあわせ、障害者の健康を図り、障害者の福祉の向上に貢献しようとするものです。

役員・評議員名簿

令和4年7月14日現在

役職	氏名	所属等
理事長	加藤 博史	龍谷大学名誉教授
常務理事	内山 修	京都市障害者スポーツセンターセンター長
理事	石田 敏子	(公社) 京都精神保健福祉推進家族会連合会理事
理事	市田 哲郎	(一社) 京都府医師会理事
理事	岩城 宏允	京都市聴覚言語障害センター所長
理事	小谷 吉弘	(一社) 京都手をつなぐ育成会理事
理事	坂野 晴男	(一社) 京都障害者スポーツ振興会副会長
理事	徳永 博己	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室長
理事	日野 勝	(公社) 京都市身体障害者団体連合会副会長
理事	平松 謙一	京都市文化市民局市民スポーツ振興室長
理事	白石 真古人	(公財) 京都新聞社会福祉事業団常務理事
理事	森田 美千代	日本パラアーティスティックスイミング協会会長
監事	池田 健	のぞみ竹田キャンパス所長
監事	堀村 不器雄	堀村公認会計士事務所所長(公認会計士・税理士)
監事	須蒲 浩二	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室企画・社会参加推進課長
評議員	大泉 清貴	(公社) 京都市身体障害者団体連合会事務局長
評議員	大塚 真理子	京都市地域リハビリテーション推進センター企画課長
評議員	岡 千栄子	(公社) 京都市身体障害児者父母の会連合会会長
評議員	沖 豊彦	(福) 京都市社会福祉協議会事務局長
評議員	川端 一彰	(一社) 京都障害者スポーツ振興会会長
評議員	公文 茂人	(一社) 京都ボランティア協会常務理事
評議員	坂本 貴文	京都市教育委員会指導部総合育成支援課長
評議員	多田 薫	京都市立総合支援学校校長会(京都市立東山総合支援学校校長)
評議員	時森 康郎	京都卓球バレー協会会長

事務局組織図



目 次

公益財団法人京都市障害者スポーツ協会の概要	1
役員・評議員名簿	2
事務局組織図	3

I 事業の紹介

京都市障害者スポーツセンター

1 障害のある人のスポーツの振興事業

(1) 教室等開催事業	6
(2) スポーツ大会等開催事業	11
(3) 各種スポーツ体験会等開催事業	15
(4) 講習会等開催事業	18
(5) 全国障害者スポーツ大会京都市選手団派遣事業	19
(6) 地域におけるスポーツ振興事業	20

2 障害のある人の健康の維持・増進に関する事業

健康のための運動指導事業	21
--------------	----

3 障害のある人の文化・レクリエーションの振興事業

(1) 文化教室等開催事業	24
(2) レクリエーション教室等開催事業	27

4 障害のある人への理解を進めるための事業

(1) イベント等開催事業	28
(2) 交流事業	30

京都市障害者教養文化・体育会館

1 障害のある人のスポーツの振興事業

(1) 教室等開催事業	31
(2) スポーツ大会等開催事業	32
(3) 各種スポーツ体験会等開催事業	32
(4) 講習会等開催事業	34

2 障害のある人の健康の維持・増進に関する事業

健康のための運動指導事業	35
--------------	----

3 障害のある人の文化・レクリエーションの振興事業

(1) 文化教室等開催事業	36
(2) レクリエーション教室等開催事業	37

4 障害のある人への理解を進めるための事業

(1) イベント等開催事業	39
(2) 交流事業	39

II 利用状況

1 管理運営する施設の利用状況

(1) 登録状況（令和4年3月現在）	40
(2) 令和3年度障害別利用状況	40

2 京都市障害者スポーツセンター

(1) 年度別利用者数	41
(2) 月別利用者数	41
(3) 施設別利用者数	42
(4) 曜日・時間帯別利用者数	42
(5) 登録状況	43

3 京都市障害者教養文化・体育会館

(1) 年度別利用者数	44
(2) 月別利用者数	44
(3) 施設別利用者数	45
(4) 曜日・時間帯別利用者数	45
(5) 登録状況	46

III 資料

1 公益財団法人京都市障害者スポーツ協会定款	47
2 令和3年度決算報告（概要）	55
3 京都市障害者スポーツセンター条例	56
4 京都市障害者教養文化・体育会館条例	61

I 事業の紹介

新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止した事業については、() 内に予定回数を表記しています。
 「★パラ振興事業」は、京都市から委託を受けて実施する「東京 2020 パラリンピックに向けた障害者スポーツ振興事業」の一環であることを表しています。

京都市障害者スポーツセンター

1 障害のある人のスポーツの振興事業

(1) 教室等開催事業

障害や年齢等に合わせて、楽しみながら技術の習得や向上を目指すための「教室」、「練習会」等を開催しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数
1	親子水泳教室 1~5	障害のある人 (小学1年生から小学4年生まで)	12(20)	111
				
親子で受講していただくことで、終了後も継続して役立ててもらうことができました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数
2	こども水泳教室 1~5	障害のある人 (小学5年生から中学生まで)	12(20)	104
				
参加者それぞれが目標を立てて練習することで、上手く泳げなかったこどもが上達し、泳ぐことを楽しめるようになりました。				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
3	ふれあい水泳教室	障害のある人とその介助者	中止(3)	—

No.	事業名	対象	回数	延人数
4	水泳教室「トビウオコース」	障害のある人 (25m以上泳げる人)	10	80
			<p>「体力アップ」と「泳法の習得」を目標に教室を実施しました。練習では、1,000m前後を泳ぎ、新たな泳法の習得にも取り組みました。</p>	

No.	事業名	対象	回数	延人数
5	水泳教室「選手育成コース」	障害のある人 (競技会で上位入賞を目指す人)	10	86
			<p>記録会や水泳大会の出場を目標に、体力の向上や泳法の技術向上を目指しました。また、新たな泳法にも挑戦しました。</p>	

No.	事業名	対象	回数	延人数
6	パラアーティスティックスイミング教室1・2	障害の有無を問わない	9(19)	65
			<p>日本パラアーティスティックスイミング協会の森田美千代会長を講師に迎え、個人の技術習得を中心に練習に励みました。</p>	

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
7	卓球教室「初級コース1・2」	障害のある人	10(12)	158
				
<p>ボランティアの協力により、参加者とマンツーマンで効率的に練習ができました。参加者は、フォーム等のアドバイスを聞き、熱心に練習していました。</p>				

No.	事業名	対象	回数	延人数
8	アーチェリー教室1・2 ★パラ振興事業	障害のある人	14(16)	149
				
<p>マナーも含め基本的な技術を身に付け、センター開催の大会出場（行射距離10m）を目標に取り組みました。半数以上の人々が、目標を達成することができました。</p>				

No.	事業名	対象	回数	延人数
9	夏休み・春休み短期 こども体操教室【新規】	障害のある人 (小学生)	6	97
				
<p>参加者からの要望に応え、マット運動を中心に跳び箱や鉄棒の技術を楽しみながら習得できるように開催しました。3日間という短い期間ではありましたが、開脚跳びや前回り降りができるようになるなど、子どもたちの自信につなげることができました。</p>				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
10	水泳ワンポイントレッスン	障害のある人	7(11)	53
	 <p>より多くの利用者が指導を受けられるように、レッスン時間を20分ずつの3部制にして実施しました。参加者の希望する泳法を、泳力や障害に合わせてアドバイスしました。なお、障害のない人も利用できる時間帯には、参加を受け入れて実施しました。</p>			

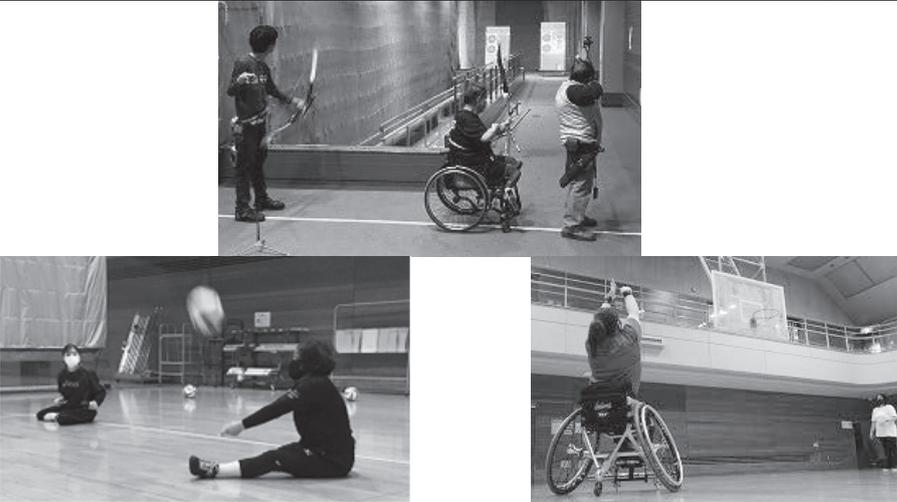
No.	事業名	対象	回数	延人数
11	水泳アドバイスタイム	障害のある人	14	162
	<p>利用者が泳法や水中歩行等のアドバイスを気軽に受けられるよう実施しました。なお、障害のない人も利用できる時間帯には、参加を受け入れて実施しました。</p>			

No.	事業名	対象	回数	延人数
12	パラアーティスティックスイミングフェスティバル練習会	障害の有無を問わない	17(34)	273
	共催			
	日本パラアーティスティックスイミング協会			
 <p>パラアーティスティックスイミングフェスティバル出場を目指す人たちの練習時間確保を目的に開催しました。フェスティバルは中止となりましたが、日本パラアーティスティックスイミング協会の指導の下、練習に励んでいました。</p>				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
13	卓球サポートタイム ★パラ振興事業【新規】	障害のある人	6(8)	114
			<p>インストラクターの他、ボランティアや卓球クラブのメンバーが相手をするにより、対応力が身につき、技術向上に繋がりました。</p>	

No.	事業名	対象	回数	延人数
14	精神障害者バレーボール 合同練習会	精神障害者保健福祉手帳所持者	中止(1)	—

No.	事業名	対象	回数	延人数
15	アスリート支援 ★パラ振興事業 「水泳」 「アーチェリー」 「シットイングバレーボール」 「車いすバスケットボール」	障害のある人	24(36)	131
			<p>パラリンピック等の大会出場を目指すアスリートを支援するため、クラブや選手に練習場所の提供等を行いました。なお「水泳」は中止しました。</p>	

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
16	技術力向上練習会 卓球	障害のある人	11 (18)	238
	共催			
	一般社団法人京都障害者スポーツ振興会			
<p>全国障害者スポーツ大会に向けた選手の技術向上と選手の発掘・育成を目的に実施しました。全国障害者スポーツ大会の中止に伴い、実施回数は減りましたが、一般社団法人京都障害者スポーツ振興会と協力し、全国障害者スポーツ大会京都市代表に選考された選手や過去に出場した選手も一緒に年間を通じて練習することができました。</p>				

(2) スポーツ大会等開催事業

日ごろの練習成果を発揮する場を提供し、モチベーションの向上を図るとともに、競技力の向上やスポーツの普及・振興を目的に、各種スポーツ大会を開催しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数
1	第24回京都紫竹ロータリークラブ杯パットゴルフ大会	障害のある人	中止(1)	—

No.	事業名	対象	回数	延人数
2	第27回卓球大会 ミニ大会 ★パラ振興事業	障害のある人	4	163
	 <p>技術レベルが同程度のグループ(3人~4人)に分けて、リーグ戦を行いました。ラリーが続くなど接戦が多く、盛り上がりました。また、ミニ大会として、時期をずらして4回開催したことで、気軽に参加できると、好評を得ることができました。</p>			

No.	事業名	対象	回数	延人数
3	第29回パラアーティスティックスイミングフェスティバル	障害の有無を問わない	中止(1)	—
	共催			
日本パラアーティスティックスイミング協会、一般社団法人京都障害者スポーツ振興会 公益財団法人京都新聞社会福祉事業団				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
4	第33回水泳記録会 ★パラ振興事業	障害のある人	3(4)	28
				
<p>他の水泳大会等が中止となり、日頃の練習成果を試す機会がなかったため、日を変え水泳ミニタイム測定会として3回開催しました。</p>				

No.	事業名	対象	回数	延人数
5	第9回電動車いすサッカー・フレンドリーサンガカップ	パワーチェアフットボールチャンピオンシップジャパンにパワフル6で出場を目指すチーム	中止(1)	—
	共催			
株式会社京都パープルサンガ				

No.	事業名	対象	回数	延人数
6	第32回全京都車いすハンドボール大会兼全国交流大会	障害の有無を問わない	1	86
	共催			
	一般社団法人京都障害者スポーツ振興会、京都日吉ヶ丘ライオンズクラブ			
<p>7チームが参加し、京都で生まれたこの競技を思う存分楽しんでいました。継続的に参加しているチームや、講習会の受講経験者が多数出場していたため、レベルの高い大会となりました。</p>				

No.	事業名	対象	回数	延人数
7	第30回ふれあい卓球バレー大会	障害のある人のチーム ※障害のない人1人まで可 (京都市に在住、在勤、在学)	中止(1)	—
	共催			
<p>公益社団法人京都市身体障害者団体連合会、一般社団法人京都手をつなぐ育成会 一般社団法人京都障害者スポーツ振興会</p>				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
8	第 23 回ボッチャ大会 ★パラ振興事業	障害のある人	2 日間	130
	共催			
	公益財団法人京都新聞社会福祉事業団、一般社団法人京都障害者スポーツ振興会			
				
2 日間でペア戦と個人戦を行いました。参加者は一投ずつ集中して投げ、緊張感のある中でも楽しんでいました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数
9	第 30 回室内アーチェリー大会 AMUSE カップ ★パラ振興事業	障害の有無を問わない	1	42
	共催			
	京都府アーチェリー連盟			
				
今年度、初めて株式会社 AMUSE 様から助成をいただき、冠大会として開催しました。障害のある人もない人も、日頃の練習の成果を発揮し、交流を深めることができました。				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
10	フライングディスクミニ大会 【新規】	障害のある人	1	6
				
<p>気軽に競技に挑戦していただくため、体験会と同時に開催しました。普段とは違う緊張感を持って、一投ずつ慎重に投げ、参加者全体で結果に一喜一憂する姿が見られました。</p>				

No.	事業名	対象	回数	延人数
11	京都洛北ライオンズクラブ杯 第3回スクエアポッチャ大会	障害の有無を問わない	1	39
	共催			
	京都洛北ライオンズクラブ			
				
<p>障害の有無に関わらず、誰もが楽しめるように当センターで考案した競技「スクエアポッチャ」の普及を目的に開催しました。今年度から、京都洛北ライオンズクラブ様に主催者として携わっていただくとともに、大会用横断幕や普及活動用PR旗をはじめ、スクエアポッチャボール一式を寄贈していただきました。</p>				

(3) 各種スポーツ体験会等開催事業

東京 2020 パラリンピックの正式競技の紹介や各種パラスポーツの体験を通じて、障害者スポーツの裾野を広げることを目的に実施しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数
1	パラスポーツウィーク ・パラスポーツ体験会 ・パラスポーツフェスティバル ・パラスポーツ関連展示 (8~12月展示) ★パラ振興事業	障害の有無を問わない	中止 (5日間) 展示のみ	—
	 <p>パラスポーツをより身近に感じてもらえるように、パネルや世界記録の選手のシルエットの展示等を行いました。 パラスポーツ体験会、パラスポーツフェスティバルは中止しました。</p>			

No.	事業名	対象	回数	延人数
2	ハロウィック水泳法のつどい	ハロウィックスイミングクラブ京都に所属している人	7(12)	76
	 <p>昼休みの時間を利用して実施しました。新型コロナウイルス感染予防のため、2年ぶりの実施となり、久しぶりの水中での活動を楽しんでいました。</p>			

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
3	シッティングバレーボール体験会 ★パラ振興事業	障害の有無を問わない	7(12)	79
				
	<p>シッティングバレーボールの基礎や応用技術の習得から、ゲームまでを幅広く行い、シッティングバレーボールの楽しさや立位のバレーボールとのルール・技術の違いを、多くの参加者に体験していただきました。</p>			

No.	事業名	対象	回数	延人数
4	スクエアボッチャ体験会	障害の有無を問わない	5(6)	164
				
	<p>当スポーツセンターで考案した「スクエアボッチャ」は、ボッチャをアレンジしたもので、正方形のコートを使用し、4チーム対抗で4方向からジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、自分のチームのカラーボールをいかに近づけるかを競う競技です。</p> <p>スクエアボッチャの普及を目的に開催したこの体験会は、競技のルールや特徴を説明した後、ゲームを中心に行いました。初めて体験する人も、すぐにルールを理解することができ、意欲的に取り組む姿が見られました。</p>			

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
5	フライングディスク体験会	障害のある人	4(6)	41
			<p>ディスクの基本的な持ち方をはじめ、いろいろな投げ方を練習し、その中から自分に合った投げ方を見つけることを中心に進めました。また、アキュラシー競技の基本的なルールを学び、緊張感のある中で取り組んでいました。</p>	

No.	事業名	対象	回数	延人数
6	ボッチャ体験会 ★パラ振興事業	障害の有無を問わない	5(6)	211
			<p>今年度は、東京 2020 パラリンピックが開催された影響もあり、コロナ禍にも関わらず、例年より多くの参加者を得ることができました。また、トップアスリートがテレビで見せていた技の難しさも体感するなど、ボッチャを楽しんでいただくことができました。</p>	

No.	事業名	対象	回数	延人数
7	知的障害者バスケットボール体験会 【新規】	療育手帳所持者 (中学校卒業以上)	13(20)	147
			<p>全国障害者スポーツ大会への出場に向けた選手発掘と育成を目的に開催しました。支援学校の卒業生を中心に参加者が集まり、パスやシュートなどの基本的な技術を中心に取り組みました。</p>	

(4) 講習会等開催事業

障害のある人がスポーツに取り組みやすい環境づくりを支援するために、講習会や研修会等を通じて、各種パラスポーツの審判や運営スタッフ等の育成を図るとともに、併せて競技力の向上を目指しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数
1	飛び込みスタートのための講習会	障害の有無を問わない	中止(1)	—

No.	事業名	対象	回数	延人数
2	車いすハンドボール講習会	障害の有無を問わない	6	120
	共催			
	一般社団法人京都障害者スポーツ振興会			
				
	「第 32 回全京都車いすハンドボール大会兼全国交流大会」に向けて、審判員の養成と選手の育成を目的に開催しました。新しく審判を希望する人を含め、多くの人が参加し、審判技術を習得しました。			

No.	事業名	対象	回数	延人数
3	ボッチャ審判講習会	障害の有無を問わない	1	23
	共催			
	一般社団法人京都障害者スポーツ振興会			
				
	基本的なルールと全国障害者スポーツ大会ルールの違いを理解することを中心に進めていきました。疑問点をその場で解消でき、充実した講習会となりました。			

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
4	重度体育室・プレイルームの遊具使用講習会【新規】	障害の有無を問わない	中止(1)	—

No.	事業名	対象	回数	延人数
5	センター登録ボランティア養成講座	センターでボランティア活動を希望する人 (中学校卒業以上)	1	7
	 <p>センター登録ボランティアの養成を目的に開催しました。障害についての基本的な知識を習得するだけでなく、車いすスポーツやブラインドスポーツを体験する機会にもなりました。</p>			

No.	事業名	対象	回数	延人数
6	センター登録ボランティアスキルアップ研修会	センター登録ボランティア	2	15
	 <p>今年度は、救急法の研修の他、「ボッチャ審判講習会」と併せて実施しました。救急法については、センター職員が担当し、左京消防署による動画を視聴したり、実際にAEDを使用した訓練を行いました。</p>			

(5) 全国障害者スポーツ大会京都市選手団派遣事業【中止】

第21回全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会 10月23日～25日)の派遣選手を選考しましたが、大会が中止となったため、京都市選手団は派遣しませんでした。

(6) 地域におけるスポーツ振興事業

住み慣れた地域社会の中で、障害のある人とない人が共にスポーツを楽しめる環境を整備することを目的に、小中学校、関係団体のイベント等へ職員を派遣しました。

また、地域における障害者スポーツの普及・振興のための活動に携わる指導者等の育成を図るため、大阪国際大学等の教育機関と連携し、障害者スポーツの体験やボランティア活動の場を提供しました。

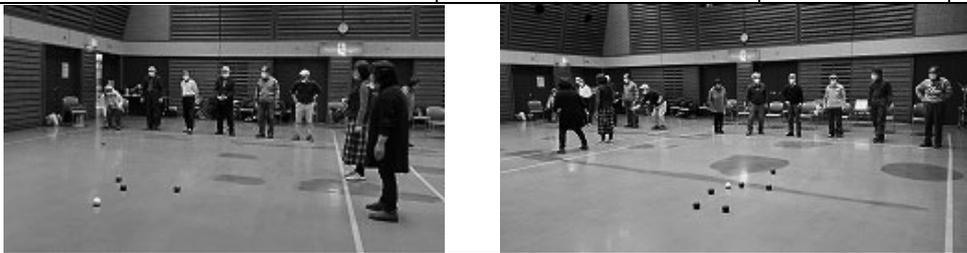
① 学校訪問

派遣先	内容	回数	延人数
京都市立七条中学校 ★パラ振興事業	車いすバスケットボール	1	166
			
<p>講師としてパラリンピアンの方根泰子氏を講師に招いて、参加した生徒は、車いすバスケットボールを体験しました。東京 2020 パラリンピックが開催されたこともあって、熱心に興味深く取り組んでいました。</p>			

派遣先	内容	回数	延人数
京都市立嘉楽中学校	ボッチャ	1	92
			
<p>2 時限の授業の中で、前半は障害についての講義、後半は「ボッチャ」競技の体験を行い、生徒にとって、障害者スポーツを知る良い機会となりました。</p>			

事業の紹介

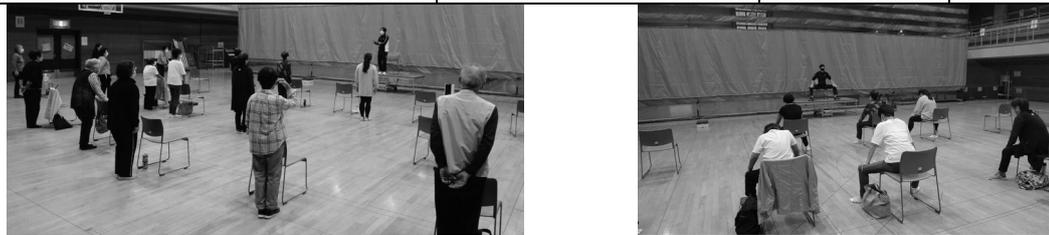
② イベント・体験会の実施

派遣先	内容	回数	延人数
京都市みぶ身体障害者福祉会館 左京区スポーツ推進指導員会 ・左京区スポーツ推進指導員会幹事会 ・4区スポーツ推進指導員会スポーツ研修会 公益財団法人京都市スポーツ協会 ・第18回みんなのスポーツフェスタ 京都市スポーツ推進指導員会 ・第33回市民スポーツフェスティバル 亀岡市身体障害者福祉協会 ・令和3年度京都府身体障害者南丹 ブロック幹部研修会	ポッチャ、 スクエアポッチャ等	14(18)	246
			
障害者スポーツの普及・振興のため、地域や団体等が主催するイベント等に積極的に職員を派遣しました。			

2 障害のある人の健康の維持・増進に関する事業

健康のための運動指導事業

障害のある人の心身の健康を維持・増進させることを目的に、ストレッチやチェアエクササイズ、水中運動等の指導を行いました。また、日ごろから自宅や施設で運動を楽しめるよう、動画配信や、施設等からの依頼により講師を派遣して運動指導を行いました。

No.	事業名	対象	回数	延人数
1	フィットネスレッスン 1~12	障害のある人と その介助者	22(36)	330
				
毎月テーマを設定し、椅子に座って下肢や上半身のトレーニング、有酸素運動を楽しみながら行いました。				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
2	トレーニング室アドバイスタイム 【新規】	障害のある人	6	45
				
<p>参加者の要望に合わせてマンツーマンで指導を行いました。利用者からは日頃の疑問や知りたかったこと等を質問できたことで、日常のトレーニングに活かしたいという声がかれました。</p>				

No.	事業名	対象	回数	延人数
3	アクアフィットネスタイム 「水中ウォーキングコース」 「アクアビクスコース」	障害の有無を問わない	31(45)	312
				
<p>水に浮いているだけで筋肉がリラックスし、血液循環が良くなるため、リラクゼーション効果とストレス解消効果が得られ、陸上で行うよりも大きく関節を動かして柔軟性を高めることができました。</p> <p>また、障害のない人も利用できる時間帯には参加を受け入れて実施しました。</p>				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
4	ストレッチング・エクササイズ ワンポイントレッスン 前半：ストレッチング 後半：エクササイズ	障害の有無を問わない	前半 13(24)	320
			後半 13(24)	280
 <p>ストレッチングでは、立位姿勢で上肢、マットに寝ころんだ姿勢で下肢の柔軟体操を中心に行いました。エクササイズは、ストレッチングにより筋肉が柔らかくなり、血流の循環がよくなったところで、椅子に座って、音楽に合わせて全身運動を行いました。時には、鳴子、鈴、カスタネットなども使用することで、変化に富んだ運動を楽しみました。</p>				

No.	事業名	対象	回数	延人数
5	救急法講習会 「京都市消防局普通救命講習」	障害の有無を問わない	中止(1)	—

No.	事業名	対象	回数	延人数
6	からだ健やか講座【新規】	健康運動指導士及び健康運動実践指導者の資格保持者	1	24

No.	事業名	対象	回数	延人数
7	YouTubeによる 健康維持増進のための動画配信	障害の有無を問わない	配信数 22 うち新規 12	視聴数 2,311

3 障害のある人の文化・レクリエーションの振興事業

(1) 文化教室等開催事業

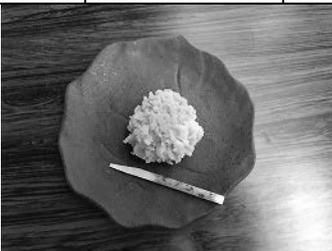
スポーツ・運動だけでなく、文化活動を通して機能回復や豊かな情操の向上、仲間づくりに寄与することを旨すとともに、障害のある人とない人の交流を図ることにより、障害のある人に対する理解を深めることを目的に開催しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数
1	書道教室 1・2	障害の有無を問わない	11(16)	109
	 <p>公益社団法人日本書芸院一科審査会員である芝田雍子氏を講師に迎え、基本的な筆の扱い方や書き方などの基礎、そして、毛筆と墨の特徴を生かして表現する方法を学び、一人一人の個性あふれる作品を制作することができました。</p>			

No.	事業名	対象	回数	延人数
2	書初め会	障害の有無を問わない	1	47
	 <p>夢と希望に胸膨らます新年初めに、参加者は一年の目標や、健康、幸福などを願う思い思いの言葉を半紙に書き表しました。そして、でき上がった作品は1階展示コーナーで展示し、多くの利用者にも鑑賞していただきました。</p>			

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
3	お花の体験会 1・2	障害の有無を問わない	1(2)	12
				
	<p>参加者は、講師である青山御流教授者の津田洋子氏からのアドバイスや、講師が制作した見本作品を参考にしながら生けていました。同じ花材であっても、参加者一人一人違った個性ある作品ができあがり、花を通じて季節を感じることができました。</p>			

No.	事業名	対象	回数	延人数
4	茶道体験会 1・2	障害のある人とその介助者	1(2)	15
				
	<p>茶道裏千家の中陳宗道氏（松峰会代表）を講師に迎え、また松峰会会員の協力を得て開催しました。</p> <p>11月の開催であるため、「炉開き」を行いました。本格的な冬の訪れを感じさせるこの時期に合わせた床の間の掛け軸や花、茶器を愛で、美味しい和菓子とともに抹茶をいただきました。季節感を大切に、心を込めたおもてなしを体験することができました。</p>			

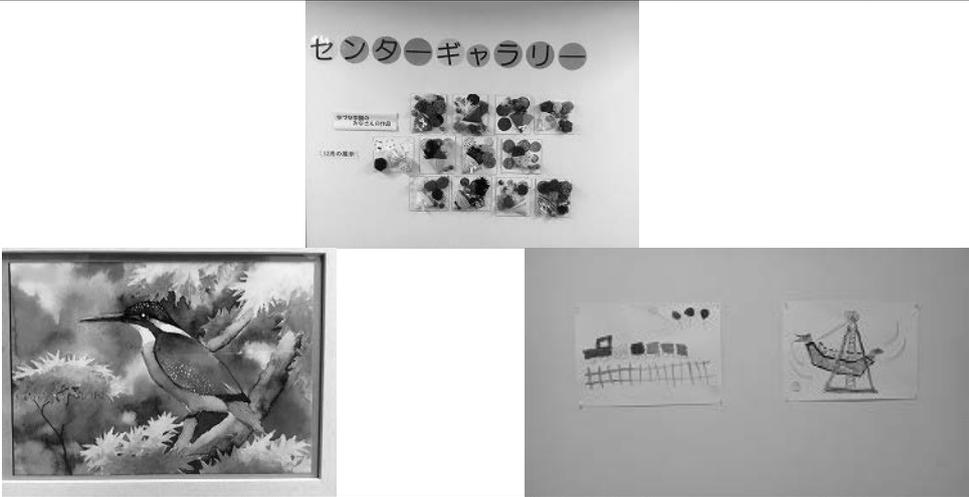
No.	事業名	対象	回数	延人数
5	ものづくり体験会【新規】	障害の有無を問わない	2	137
				
	<p>「四季のイベント」の一環として開催しました。</p> <p>夏には「紙コップ風鈴」、冬には「スノードーム」、季節感あふれる素敵な作品ができあがりました。</p>			

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
6	コンサート	障害の有無を問わない	2	287
	四季のイベントの「夏の陣」と「クリスマス会」の一環として開催しました。太鼓演奏、ダンス、打楽器演奏、琴演奏、手話の歌などを披露し、参加者には、小規模ながら、生演奏の魅力を最大限に味わってもらえました。			

No.	事業名	対象	回数	延人数
7	よし笛教室	障害の有無を問わない	中止	—

No.	事業名	対象	回数	延人数
8	コーラス教室	障害の有無を問わない	中止	—

No.	事業名	対象	回数	延人数
9	作品展示コーナー	障害のある人 及び障害者団体	10	個人 4 団体 6
	 <p>利用者や障害者団体等が制作した絵画や書、写真等の作品を展示し、多くの人々に鑑賞していただくことにより、生活に潤いと張りを与えるきっかけとなるように、1カ月毎に作品を替えて展示しました。利用者にも好評で、毎月楽しみにされている人もいました。</p>			

(2) レクリエーション教室等開催事業

楽しみながら身体を動かすことにより、心身ともにリフレッシュし、健康的な身体づくりに役立てることを目的に実施しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数
1	こどもレクリエーション教室 1~4	障害のある人 (小学生まで)	16(32)	185
				
<p>遊具等を使った運動や遊びを通じて、楽しみながら苦手なことへの挑戦を試み、身体機能の向上を目指すことを目的に開催しました。</p> <p>一人ひとりに合わせて課題を設定したことで、子どもたちが進んで運動に取り組むようになり、苦手な種目にも挑戦できました。自信をもって運動できるようになり、身体面のみならず精神面においても大きく成長を感じることができました。</p>				

No.	事業名	対象	回数	延人数
2	ふれあいスポーツDAY	障害の有無を問わない	3(6)	166
				
<p>例年に比べ、参加者は減少しましたが、その分一人ひとりが、トランポリンや輪投げなど様々な種目を、ゆっくりと楽しむ光景が多くみられました。</p>				

No.	事業名	対象	回数	延人数
3	ミュージック・ケア京都 体験セミナー	障害の有無を問わない	中止	—
	共催			
京都磁場の会、誕生日ありがとう運動京都友の会				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
4	スポーツふれあい広場	障害のある人と その介助者	1	100
	共催			
	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会、一般社団法人京都障害者スポーツ振興会 一般社団法人京都手をつなぐ育成会			
	 <p>昨年度に続き、「ふれあい卓球バレー大会」がコロナ禍により中止となったため、代替事業として、公益社団法人京都市身体障害者団体連合会、一般社団法人京都障害者スポーツ振興会、一般社団法人京都手をつなぐ育成会と当協会が協力して開催しました。</p> <p>当日は午前・午後の2部制にし、午前には、フライングディスク、輪投げやシャッフルボードなどスポーツを楽しみ、午後にはスクエアポッチャを体験しました。</p>			

4 障害のある人への理解を進めるための事業

(1) イベント等開催事業

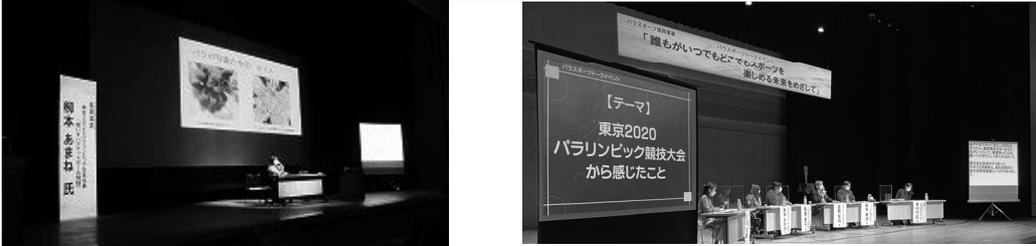
利用者や地域の人々に楽しく過ごせる場を提供するとともに、障害のある人となない人の交流を図ることにより、障害のある人に対する理解を深めることを目的に開催しました。

No.	事業名	延人数
1	四季のイベント ～館内掲示	655
		
	<p>年間を通じて「七夕」「クリスマス」「桜と短歌」等、季節に応じた館内装飾を利用者と共に制作しました。(全8回)</p>	

事業の紹介

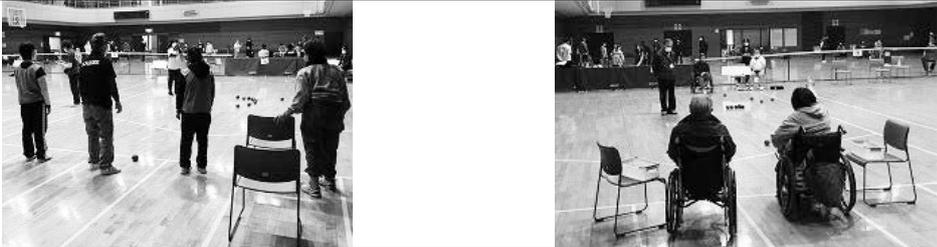
No.	事業名	対象	延人数
	四季のイベント ～夏の陣	障害の有無を問わない	302
	四季のイベント ～クリスマス会		466
2			
	<p>夏のイベントとして「夏の陣」、冬のイベントとして「クリスマス会」を開催しました。模擬店販売やコンサート、ものづくり体験会など、コロナ禍でも多くの方々に楽しんでいただきました。</p>		

No.	事業名	対象	延人数
3	ユニバーサルシネマ上映会 (副音声・日本語字幕付)	障害の有無を問わない	中止

No.	事業名	対象	延人数
4	パラスポーツトークイベント ～誰もがいつでもどこでもスポーツを楽しめる未来を目指して～ ★パラ振興事業	障害の有無を問わない	77
			
<p>東京2020パラリンピック競技大会の開催を契機とし、パラスポーツを地域に根付かせるきっかけづくりとして、京都市北文化会館で開催しました。パラリンピアンや地域スポーツを支える人など、様々な観点からの意見を聴くことができ、有意義な時間となりました。</p>			

(2) 交流事業

障害のある人とない人が共にスポーツを楽しみ、スポーツを通じて互いに理解し合い、触れ合うことを目的に開催しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数
1	第2回トヨタカローラ京都杯 京都ボーダレスポッチャ大会	障害の有無を問わない	2	274
	共催			
	一般社団法人京都障害者スポーツ振興会			
				
<p>52チームの参加があり、どの試合も白熱した対戦が繰り広げられていました。 障害のある人もない人も、子どもから大人まで、ポッチャを通じて参加者同士が交流し、楽しむことができました。</p>				

京都市障害者教養文化・体育会館

1 障害のある人のスポーツの振興事業

(1) 教室等開催事業

障害や年齢等に合わせて、楽しみながら技術の習得や向上を目指すための「教室」を開催しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数
1	卓球バレー教室 1・2	障害のある人	4(8)	39
	 <p>参加者がよく理解できていなかったルールについて、確認しながら説明したことにより、ルールの理解が深まり、競技に対する自信も出てきたようです。今後開催される卓球バレー大会への参加にも、前向きに挑戦しようとする意気込みが感じられました。</p>			

No.	事業名	対象	回数	延人数
2	卓球ワンポイントレッスン	障害のある人	8(12)	41
	 <p>参加者の希望に合わせたレッスンにより、個別にキメ細やかな対応ができたため、満足度の高い評価となりました。</p>			

No.	事業名	対象	回数	延人数
3	卓球サポートタイム ★パラ振興事業【新規】	障害のある人	14(23)	346
	 <p>ボランティアと打つ台、参加者同士で打つ台を設置し、参加者同士で打つ台にもボランティアを配置したことで目が行き届き、各々のレベルに適したアドバイスを行えました。</p>			

(2) スポーツ大会等開催事業

日ごろの練習成果を発揮する場を提供し、モチベーションの向上を図るとともに、競技力の向上やスポーツの普及・振興を目的に、開催しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数
1	交流卓球フェスティバル	障害の有無を問わない	1	45
				
	<p>参加者を4チームに分けて、チーム対抗戦を行いました。経験の浅い人は緊張していましたが、勝ち負けにこだわらずに楽しんでいる様子でした。経験豊富な人同士の対戦はデュースが続くなど、白熱した試合となりました。</p>			

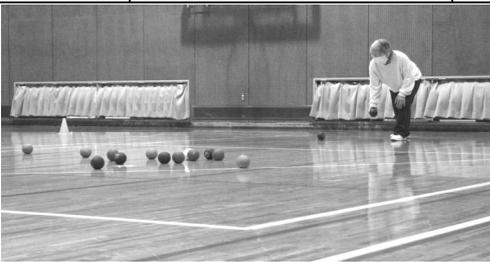
(3) 各種スポーツ体験会等開催事業

東京2020パラリンピックの正式競技の紹介や各種パラスポーツの体験を通じて、障害者スポーツの裾野を広げることを目的に実施しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数
1	スポーツウエルネス吹矢体験会	障害の有無を問わない	6(11)	80
				
	<p>吹矢クラブ（京都サザンクロス）の協力を得て実施しました。 基本動作と呼吸法の丁寧な指導を行ったことにより、スポーツウエルネス吹矢の面白さや効果を体験できました。</p>			

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
2	車いすバスケットボール体験会 ★パラ振興事業	障害の有無を問わない	1	34
			<p>車いすバスケットボールチームによるデモンストレーション、パラリンピアンによる車いすの操作方法やルール説明、そして実際にゲームを体験しました。また、東京2020パラリンピック出場報告では、参加者から積極的に質問が出る等、有意義な体験会となりました。</p>	

No.	事業名	対象	回数	延人数
3	レクリエーションスポーツ体験会	障害の有無を問わない	8(12)	28
			<p>「スクエアポッチャ」、「バドミントンバレー」の二種目を中心に、実施しました。スクエアポッチャはボールを投げた位置による駆け引きがあり、バドミントンバレーも風船のトリッキーな動きに面白味があり、参加された人は熱心にプレーしていました。</p>	

No.	事業名	対象	回数	延人数
4	ポッチャ体験会 ★パラ振興事業【新規】	障害の有無を問わない	8(12)	13
			<p>パラスポーツ種目のポッチャについて、基本的なルールの説明や簡単な戦術等を紹介しました。 体験会は、ゲームを中心に進め、参加者はポッチャの奥深さを感じていました。</p>	

(4) 講習会等開催事業

障害のある人がスポーツに取り組みやすい環境づくりを支援するために、講習会や研修会を通じて、運営スタッフの育成を図りました。

No.	事業名	対象	回数	延人数
1	体育会館登録ボランティア養成講習会	体育会館でボランティア活動を希望する人 (中学校卒業以上)	1	4
				
	<p>体育会館登録ボランティアの養成を目的に開催しました。障害についての基礎的な知識やパラスポーツの体験、ボランティアの役割を学ぶ機会となりました。</p>			

No.	事業名	対象	回数	延人数
2	体育会館登録ボランティアスキルアップ研修会	体育会館登録ボランティア	1(2)	4
				
	<p>障害のある人のスポーツ活動のお手伝いや、地域でボランティア活動を行う人などへ、より必要とされる様々な技術や知識等を取得していただく目的で開催しました。今回は「心肺蘇生法」と「AEDの使用法」の研修を行いました。</p>			

2 障害のある人の健康の維持・増進に関する事業

健康のための運動指導事業

障害のある人の心身の健康を維持・増進させることを目的に、ストレッチやチェアエクササイズ等の指導を行いました。また、日ごろから自宅や施設で運動を楽しめるよう動画の配信や、施設等からの依頼により講師を派遣して運動指導を行いました。

No.	事業名	対象	回数	延人数
1	フォームローラー教室	障害の有無を問わない	中止(1)	-

No.	事業名	対象	回数	延人数
2	フィットネスタイム	障害の有無を問わない	14(23)	115
				
<p>コロナ禍以前からの参加者が多く、本事業の実施を心待ちにしていた様子で、運動の機会が減っている中、毎回積極的に取り組んでいました。</p>				

No.	事業名	対象	回数	延人数
3	トレーニング室利用体験会	障害の有無を問わない	1(2)	3
				
<p>トレーニングの効果的な方法をはじめ、ウエイトマシンやエアロバイクなどの取扱い方法を説明し、トレーニング室を利用するきっかけにすることができました。</p> <p>参加者からは「運動する習慣をつけないと、健康に暮らしにくいことに気付いたので、がんばってみようと思う」といった声が聞かれました。</p>				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
4	YouTube による 健康維持増進のための動画配信	障害の有無を問わない	配信数 22 うち新規 12	視聴数 2,311

3 障害のある人の文化・レクリエーションの振興事業

(1) 文化教室等開催事業

スポーツ・運動だけでなく、文化活動を通して機能回復や豊かな情操の向上、仲間づくりに寄与することを旨とするともに、障害のある人とない人の交流を図ることにより、障害のある人に対する理解を深めることを目的に開催しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数
1	フラワーアレンジメント体験会	障害の有無を問わない	3(5)	15
	 <p>津田洋子氏（青山御流教授者）を講師に迎え、季節の草花などをデザインして飾り、生活に彩りを添えていただくとともに、四季の移り変わりを楽しむことを目的に実施しました。参加者からは、「お花を生けることで気持ちも前向きになれ、元気が出せそう」といった声が聞かれました。</p>			

No.	事業名	対象	回数	延人数
2	いけばな体験会	障害の有無を問わない	2(4)	13
	 <p>津田洋子氏（青山御流教授者）を講師に迎え、季節のお花を「和」の趣で生けて、四季の移り変わりを楽しむことを目的に実施しました。お花を生けているのは1時間程度でしたが、日常とは違った時間を楽しんでいました。</p>			

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
3	作品展示コーナーの設置	障害の有無を問わない	7	個人 10
				
	<p>廊下壁面を利用して、体育会館利用者が制作した作品を展示するエリアを設け、来館した人たちに作品を鑑賞していただきました。作品制作者からは「10年くらいの間に描き上げてきた作品を、一度に展示する機会に恵まれ、予想外の嬉しい出来事でした」といった声が聞かれました。</p>			

No.	事業名	対象	回数	延人数
4	コーラス教室	障害の有無を問わない	中止	—

(2) レクリエーション教室等開催事業

楽しみながら身体を動かすことにより、心身ともにリフレッシュし、健康的な身体づくりに役立てることを目的に実施しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数
1	ふれあいスポーツモーニング	障害の有無を問わない	14(23)	510
				
	<p>障害のある人とない人の交流を目的に、スポーツを通じて和気あいあいとした雰囲気の中で、卓球とバドミントンを楽しんでいただきました。</p>			

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数
2	ふれあいスポーツナイト	障害の有無を問わない	14(23)	277
	 <p>卓球とバドミントンの他、フライングディスクやポッチャを楽しんでいただきました。夕方からの時間帯に実施することで、仕事終わりの人や親子連れ、近隣地域の学生たちが参加し、ともにスポーツを楽しんでいました。</p>			

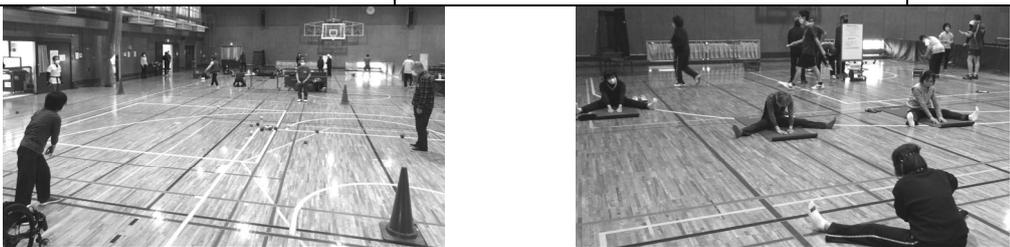
No.	事業名	対象	回数	延人数
3	ふれあいスポーツ卓球の日	障害の有無を問わない	15(24)	321
	 <p>一人で参加しても、卓球を楽しめるように実施しました。およそ3時間、じっくりと取り組めるので、参加者は「一人で参加しても卓球ができるので、毎月2回、待ち遠しいです」と楽しみにしていたようです。</p>			

No.	事業名	対象	回数	延人数
4	ふれあいスポーツ バドミントンの日	障害の有無を問わない	15(24)	116
	 <p>一人で参加しても、バドミントンを楽しめるように実施しました。毎月2回、参加しているグループからは「気軽にバドミントンを楽しめる場所があり、ありがたいです」といった声が聞かれました。</p>			

4 障害のある人への理解を進めるための事業

(1) イベント等開催事業

利用者や地域の人々に楽しく過ごせる場を提供するとともに、障害のある人とない人の交流を図ることにより、障害のある人に対する理解を深めることを目的に開催しました。

No.	事業名	対象	延人数
1	スプリングフェスティバル	障害の有無を問わない	30
			
	<p>体育会館とセンターを周知し、両施設の認知度を高める目的で実施しました。当日は体育会館の人気ある事業である卓球、バドミントン、スクエアポッチャ、フライングディスク、フィットネスタイムの体験と、それぞれをアレンジしたゲームコーナーを設営しました。ゲームコーナーは高得点を目指して何度もチャレンジする人がおり、終始賑わっていました。</p>		

(2) 交流事業

障害のある人とない人が共にスポーツを楽しみ、スポーツを通じて互いに理解し合い、触れ合うことを目的に開催しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数
1	第28回 レディースバレーボール大会	地域等で活動している 女性のバレーボール チーム	1	99
				
	<p>バレーボール大会を通して、チーム同士の交流と競技力の向上を目的に開催しました。参加チーム数を12チームにし、一度に施設内へ入る人数が多くなならないよう、「午前の部」と「午後の部」にチームを振り分けて試合を行いました。また、障害のある人への理解を進めるため、障害者スポーツのパネル写真を玄関ホールに展示しました。</p>			

II 利用状況

1 管理運営する施設の利用状況

(1) 登録状況（令和4年3月現在）

（単位：人）

分類	肢体	視覚	聴覚言語	内部	療育	精神	合計
センター	6,520	1,503	1,208	1,645	5,877	2,009	18,762
体育会館	188	10	24	35	73	60	390
合計	6,708	1,513	1,232	1,680	5,950	2,069	19,152
構成比	35.0%	7.9%	6.4%	8.8%	31.1%	10.8%	100.0%

(2) 令和3年度障害別利用状況

（単位：人）

分類	肢体	視覚	聴覚言語	内部	療育	精神	計	介助 ボランティア	有料 利用者	合計
センター	21,909	2,430	2,539	7,396	14,516	5,979	54,769	22,760	14,968	92,497
体育会館	4,130	27	235	406	1,192	188	6,178	3,448	6,866	16,492
合計	26,039	2,457	2,774	7,802	15,708	6,167	60,947	26,208	21,834	108,989
構成比	23.9%	2.3%	2.5%	7.2%	14.4%	5.7%	56.0%	24.0%	20.0%	100.0%

センター = 京都市障害者スポーツセンター

体育会館 = 京都市障害者教養文化・体育会館

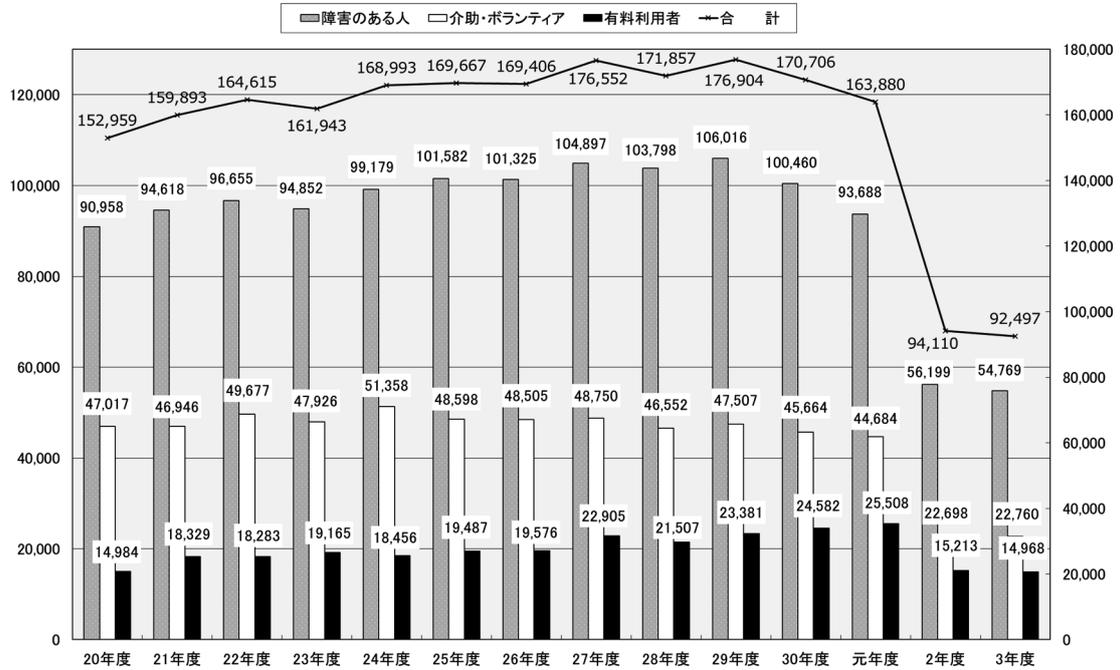
【参考】京都市における障害者手帳交付状況（令和4年3月現在）

（単位：人）

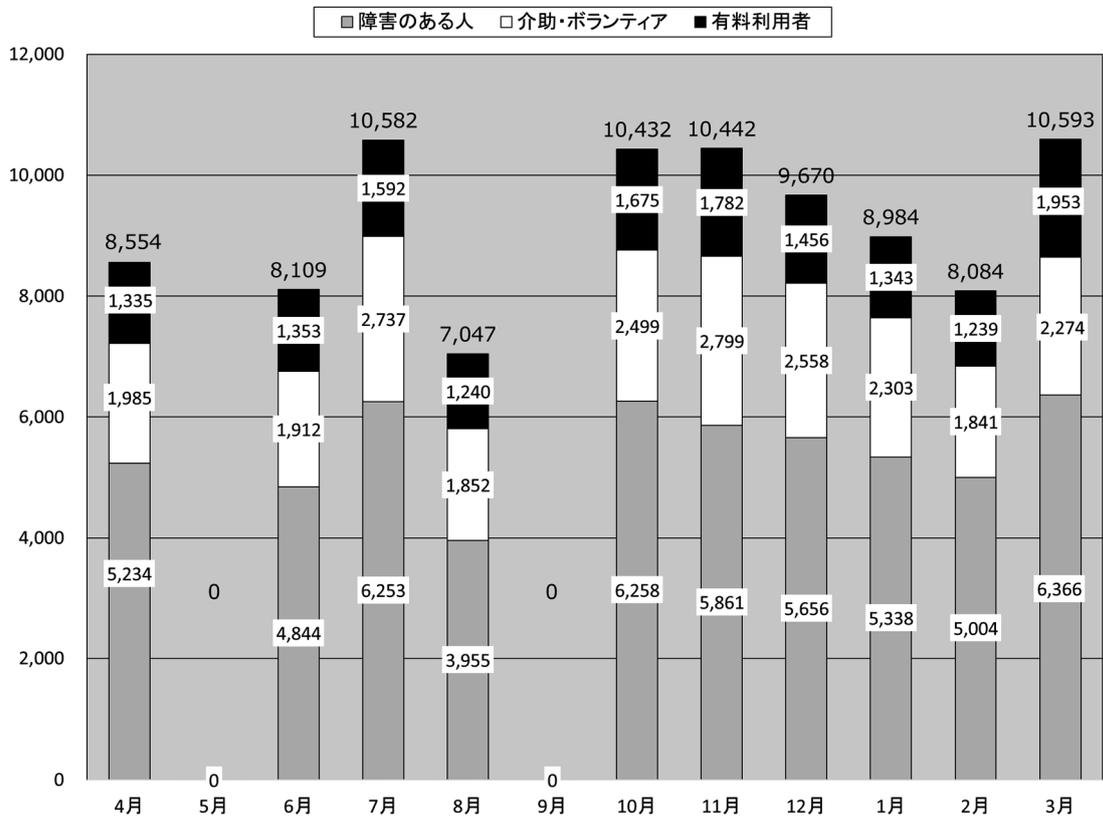
分類	肢体	視覚	聴覚言語	内部	療育	精神	合計
18歳未満	358	26	120	150	6,590	20,621	108,745
18歳以上	35,217	5,254	6,673	23,159	10,577		
合計	35,575	5,280	6,793	23,309	17,167	20,621	108,745
構成比	32.7%	4.9%	6.2%	21.4%	15.8%	19.0%	100.0%

2 京都市障害者スポーツセンター

(1) 年度別利用者数

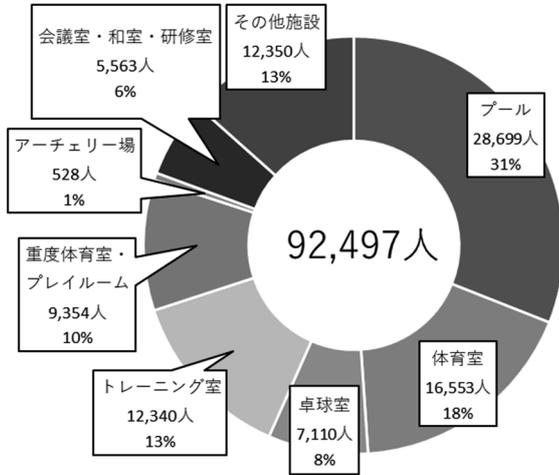


(2) 月別利用者数

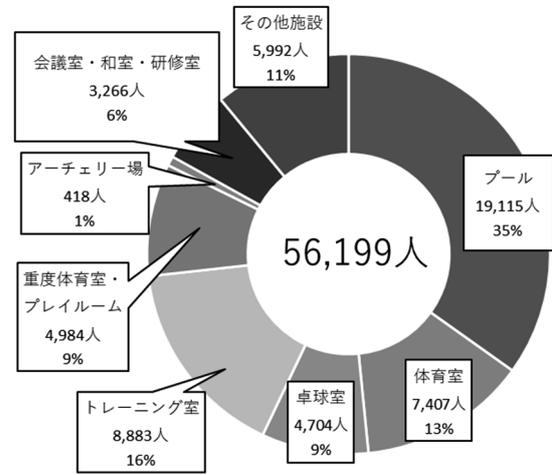


(3) 施設別利用者数

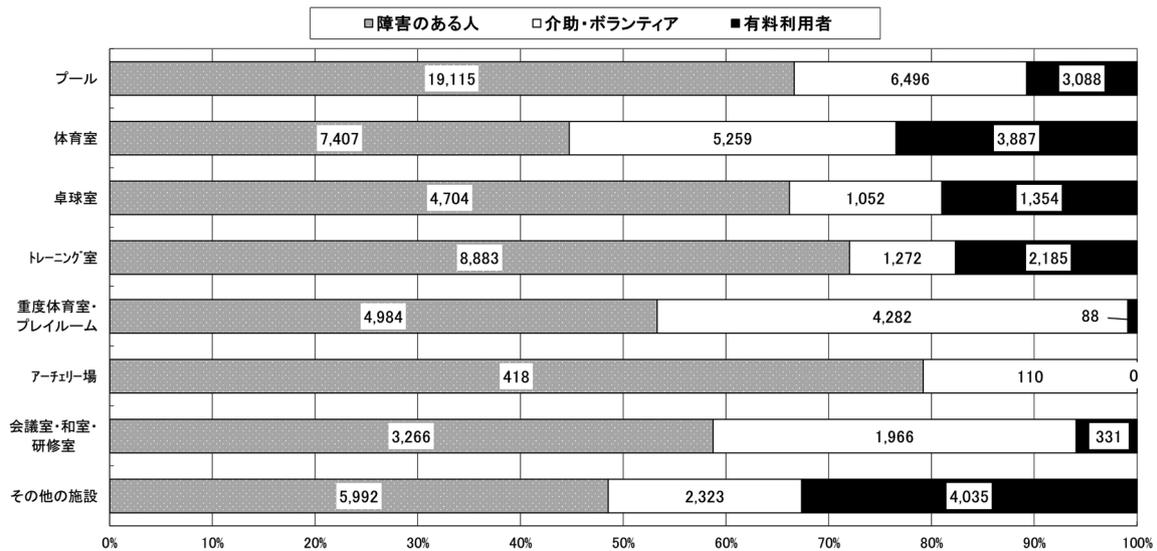
① 総利用者数



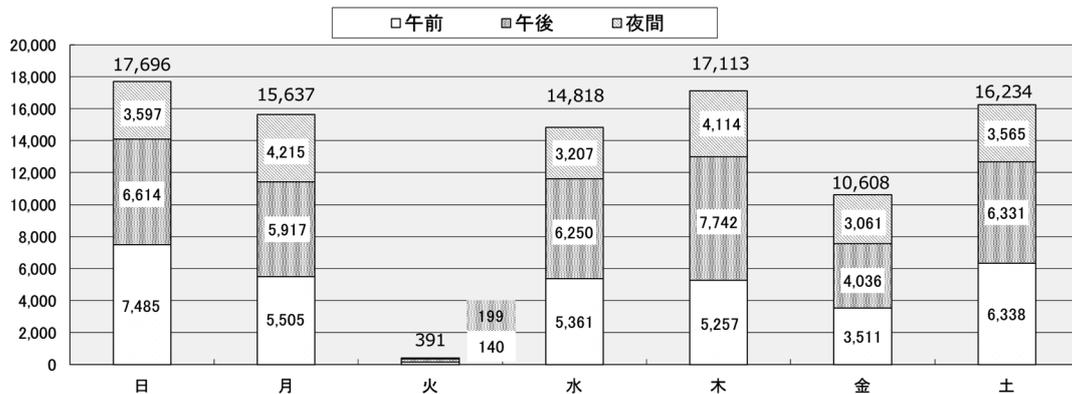
② 障害のある人の利用者数



③ 利用割合

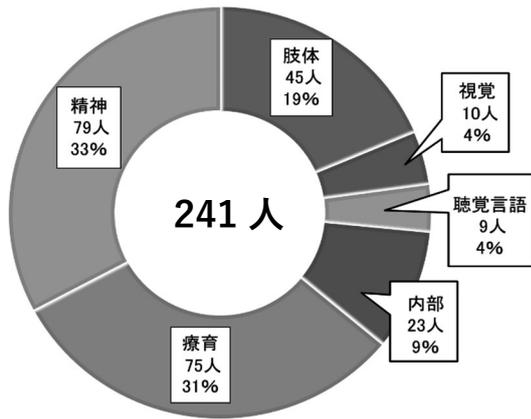


(4) 曜日・時間帯別利用者数

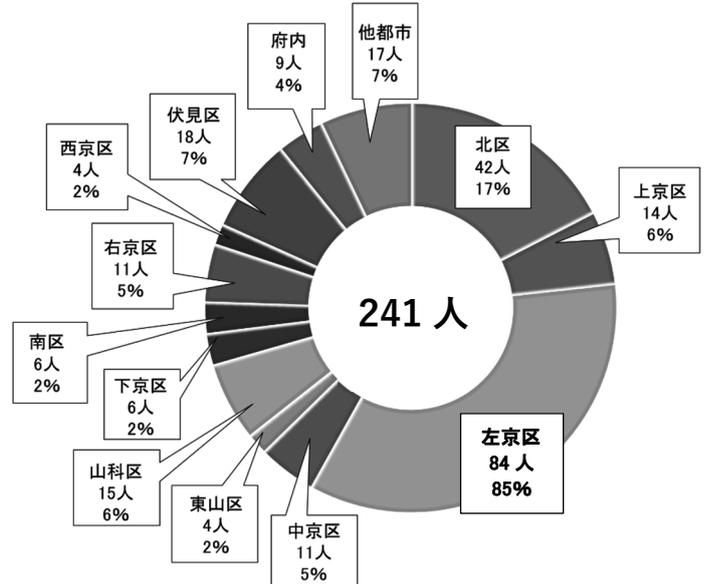


(5) 登録状況

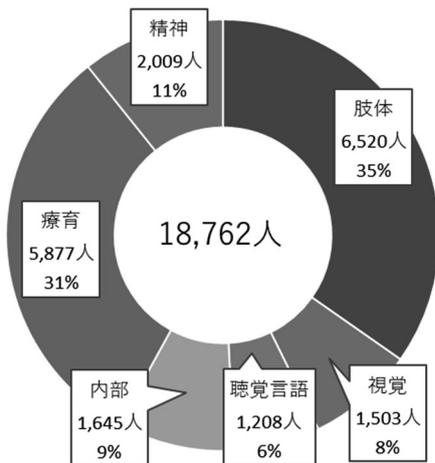
① 障害別新規登録者



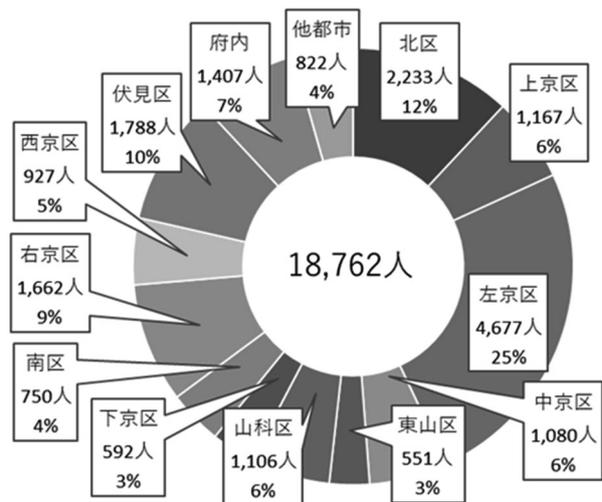
② 地域別新規登録者



③ 障害別総登録者

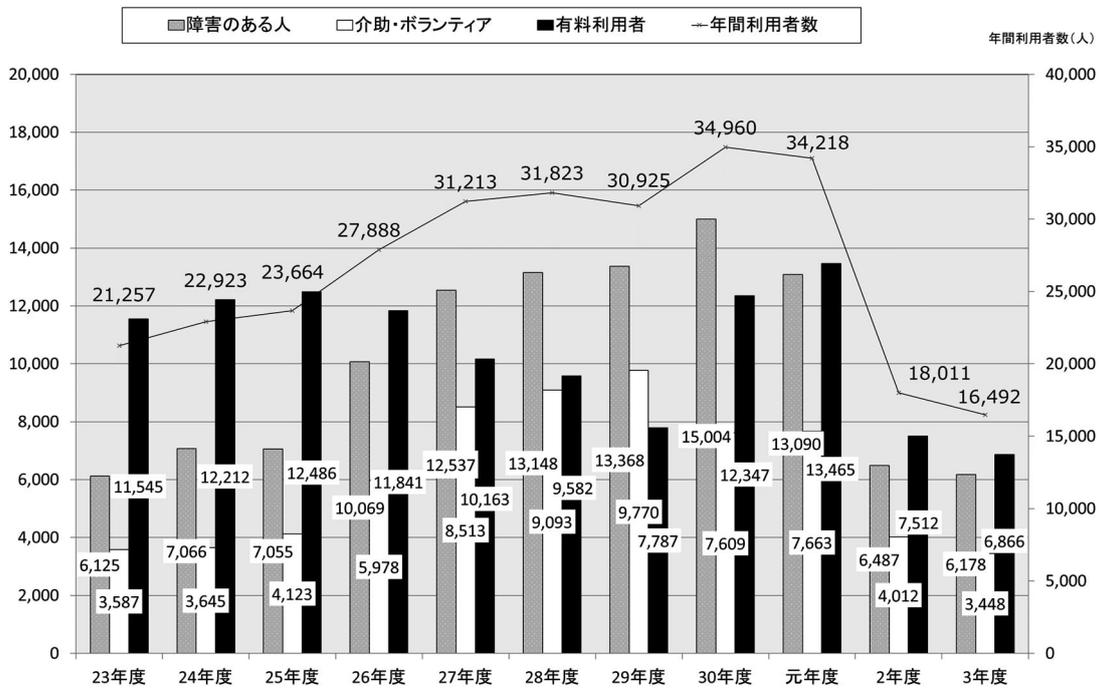


④ 地域別総登録者

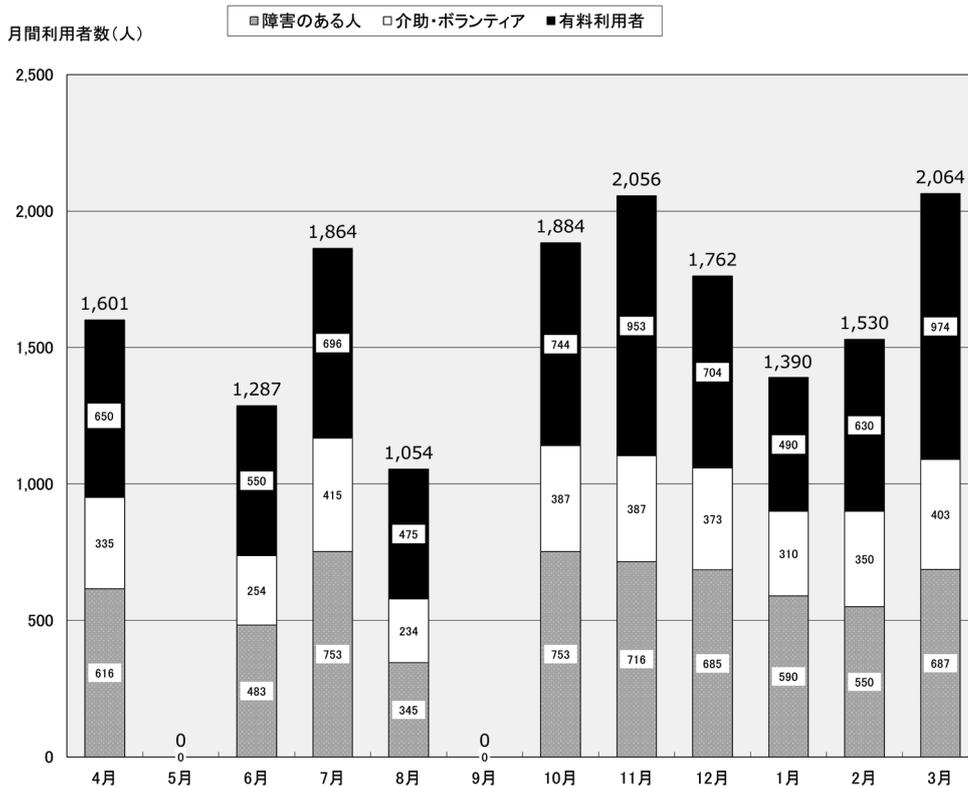


3 京都市障害者教養文化・体育会館

(1) 年度別利用者数

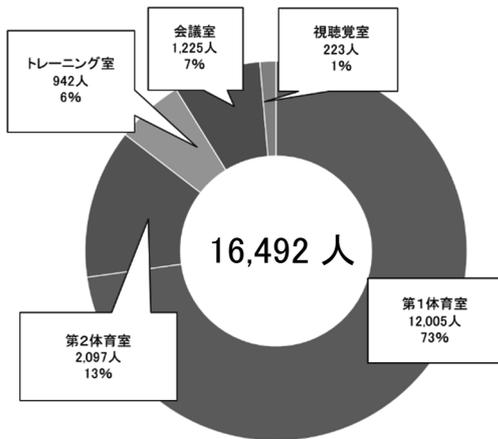


(2) 月別利用者数

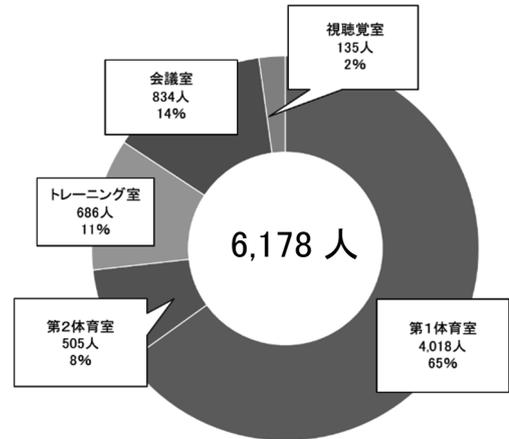


(3) 施設別利用者数

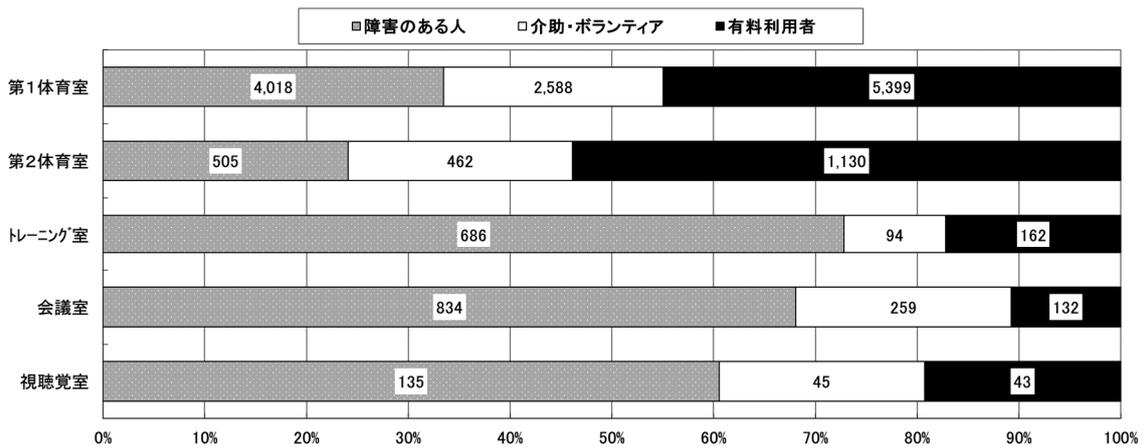
① 総利用者数



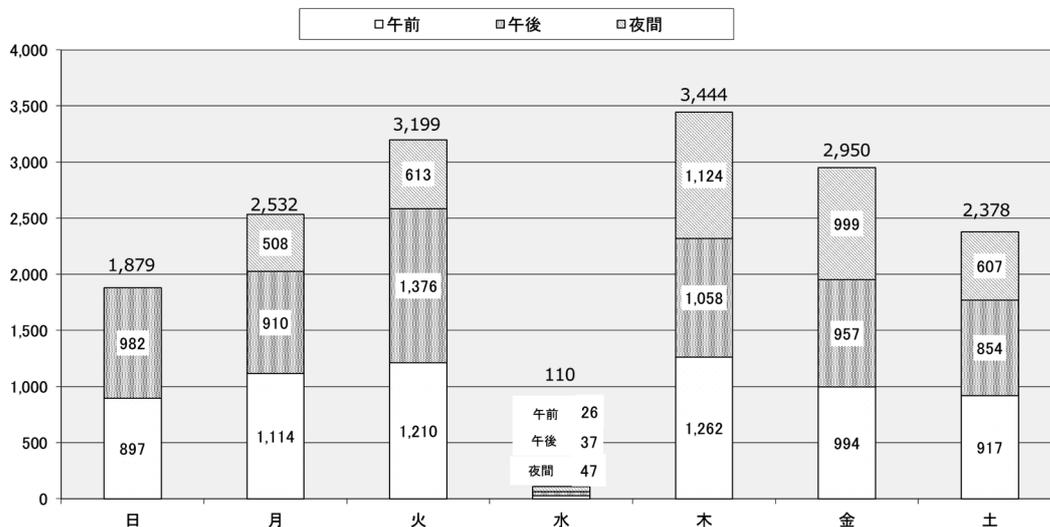
② 障害のある人の利用者数



③ 利用割合

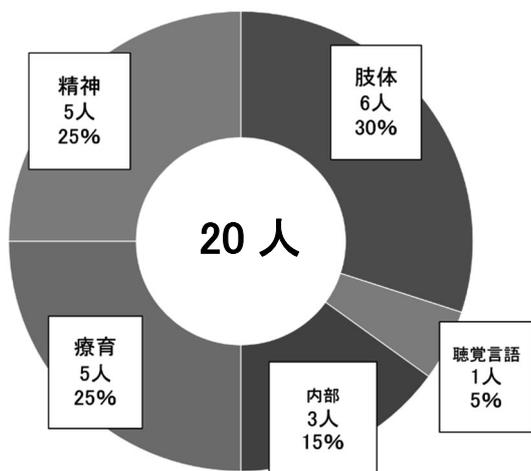


(4) 曜日・時間帯別利用者数

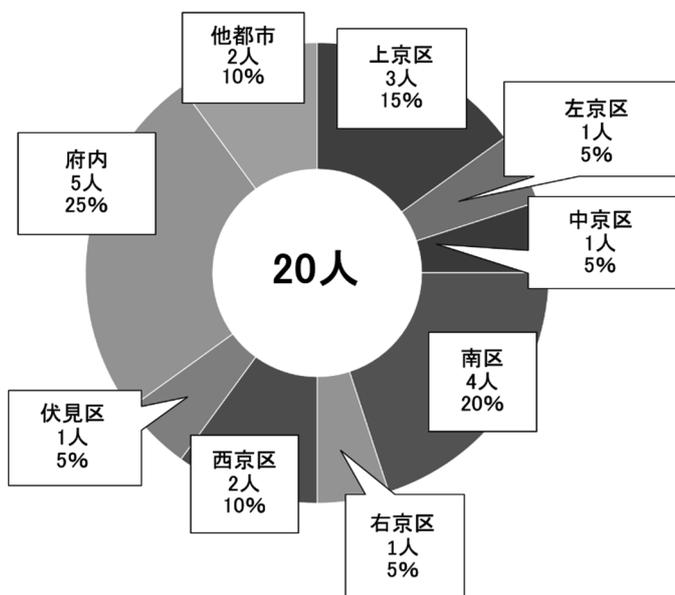


(5) 登録状況

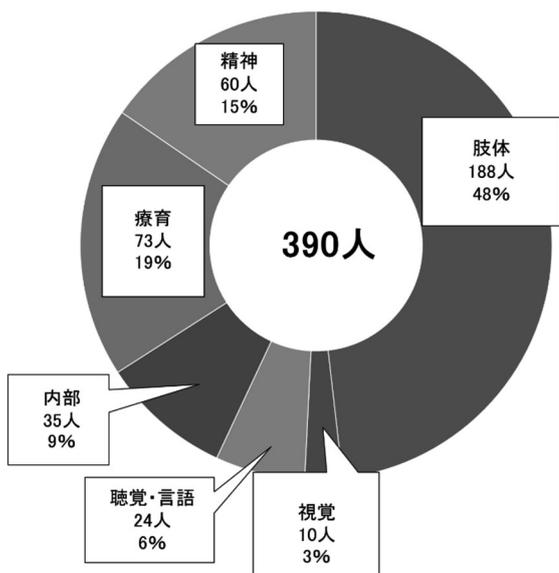
① 障害別新規登録者



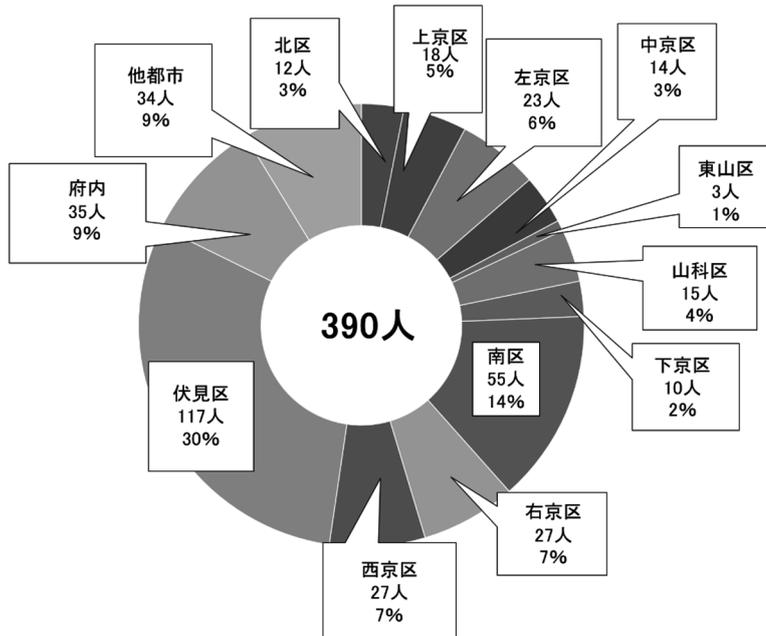
② 地域別新規登録者



③ 障害別総登録者



④ 地域別総登録者



III 資料

1 公益財団法人京都市障害者スポーツ協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人京都市障害者スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、京都市における障害のある人のスポーツの振興と健康の増進を図り、社会参加を促すとともに、障害のない人との共生社会の実現に努め、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障害のある人のスポーツの振興事業
- (2) 障害のある人の健康の維持・増進に関する事業
- (3) 障害のある人の文化・レクリエーションの振興事業
- (4) 障害のある人への理解を進めるための事業
- (5) 障害者スポーツ施設等の運営事業
- (6) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。
2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書は、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受け取る金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には出席評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が議長とともに記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第 25 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

（顧問）

第 27 条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

3 顧問は、理事会において選任する。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第 7 章 理事会

（構成）

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 33 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 34 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 35 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 36 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は福富敬治とする。
- 4 この法人の最初の常務理事は能勢和正とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。
柴田昌夫、渡辺登志子、片山美代子、川端一彰、金子知拓、山本英生、奥田信一、橋本健治、木田親典、山下昇一、山岡義明 以上
- 6 この定款は、平成22年11月1日より施行する。
- 7 この定款は、平成25年4月1日より施行する。
- 8 この定款は、令和元年6月26日より施行する。
- 9 この定款は、令和4年1月19日より施行する。

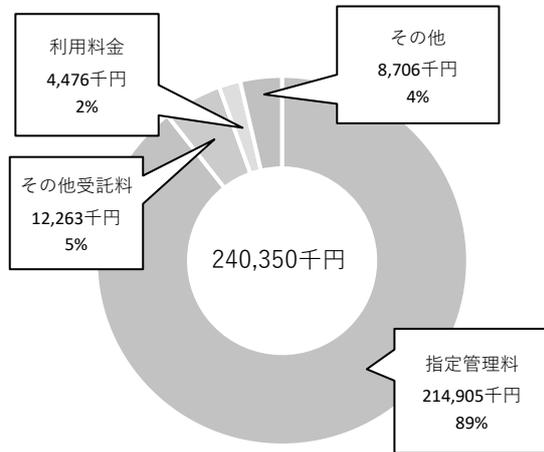
別表 基本財産

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	25,000,000円

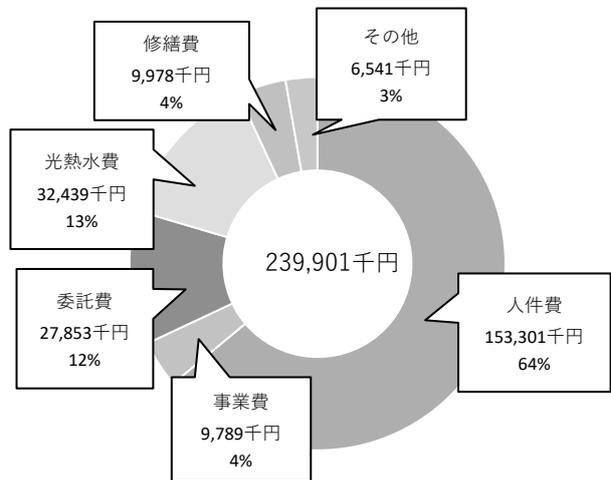
2 令和3年度決算報告（概要）

（1）収支状況

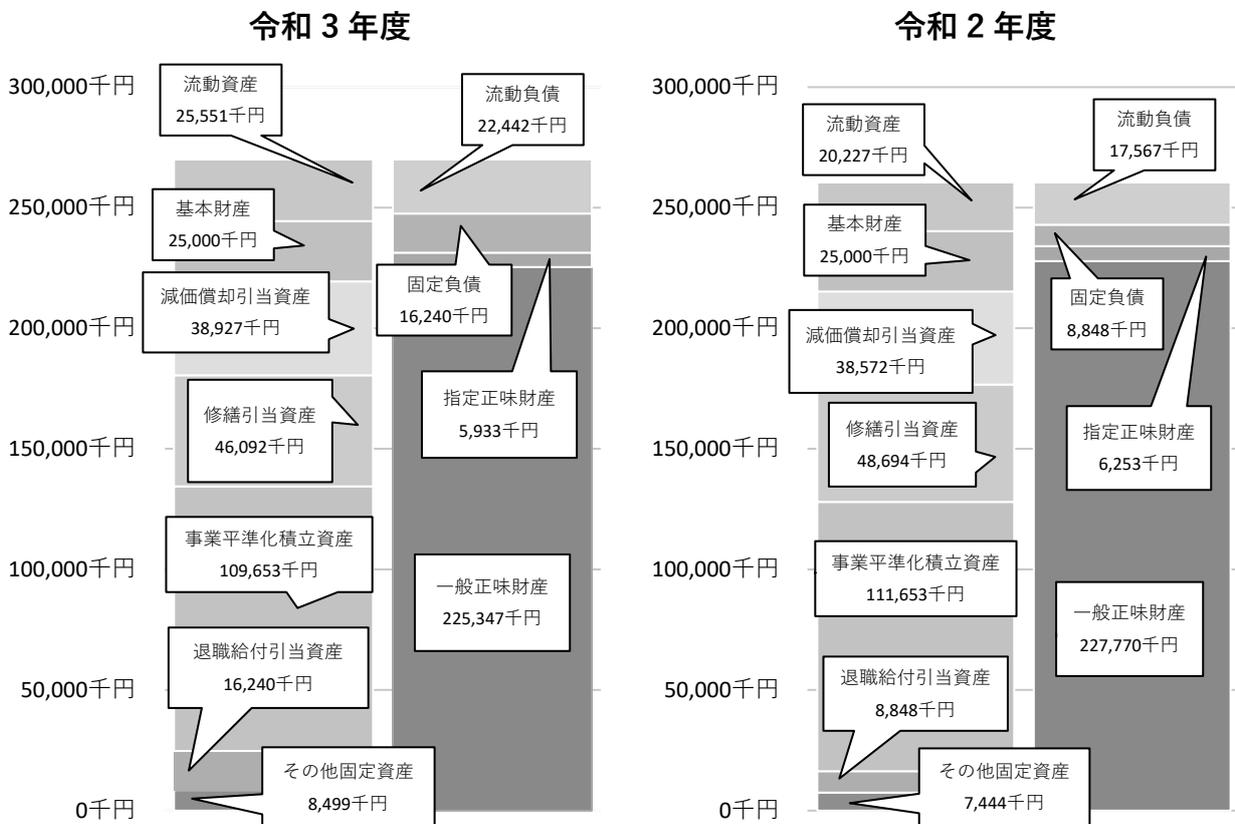
①収入内訳



②支出内訳



（2）財政状況【貸借対照表】



3 京都市障害者スポーツセンター条例

(設置)

第1条 障害者の身体の機能の回復及び健康の維持増進を図り、社会参加の促進に資するため、障害者スポーツ等の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市障害者スポーツセンター
位置 京都市左京区高野玉岡町5番地

(事業)

第2条 京都市障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) 障害者の身体の機能を回復するための訓練及び講習会の実施
- (2) 障害者のスポーツ及びレクリエーションの指導
- (3) 障害者のスポーツに関する指導者の育成
- (4) 障害者のスポーツ活動のための便宜の供与
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(開所時間及び休所日)

第4条 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開所時間 午前9時から午後9時まで

休所日 火曜日 毎月の第3金曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）の翌日（これらの日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(利用資格)

第5条 センターを利用することができるものは、次ぎの各号に掲げるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより、療育手帳の交付を受けている者
- (4) 前3号に掲げる者とその障害が同程度と認められる者
- (5) 前各号に掲げる者の介護者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限し、または利用の許可を取り消すことができる。

(1) 他の利用者に迷惑を掛け、または迷惑を掛ける恐れがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(利用料金)

第8条 利用の許可を受けたもの(第5条第6号に掲げるものに限る。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の還付)

第9条 既に支払われた利用料金は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、または免除することができる。

(特別の設備)

第11条 利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(委任)

第12条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(昭和63年4月15日規則第31号で昭和63年4月16日から施行)

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他センターを共用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成3年3月28日条例第55号)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(平成3年3月28日規則第125号で平成3年4月1日から施行)

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他体育室、卓球室、アーチェリー場、トレーニング室、研修室、会議室1、会議室2および会議室3を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成4年3月31日条例第78号）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日条例第88号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月23日条例第51号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月26日条例第94号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 京都市障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にセンターの管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市障害者スポーツセンター条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市障害者スポーツセンター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第5条	第6条
第10条第1項	第11条第1項

附 則（平成25年3月29日条例第83号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第145号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

資料

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市障害者スポーツセンターの利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日条例第 38 号) 抄

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 28 日条例第 91 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市障害者スポーツセンター条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定による京都市障害者スポーツセンターの利用に係る料金の徴収その他これを徴するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表 (条例第 8 条関係)

区 分			利用料金		
			午 前	午 後	夜 間
体 育 室	全 面 使 用	日曜日、土曜日及び休日	3,030	3,560	5,970
		その他の日	2,510	3,030	5,020
	半 面 使 用		1,250	1,460	2,510
プ ール (1 人 に つ き)	一 般		830	830	830
	学齢に達しない者 (3 歳以上の者に限る。), 小学校の児童及び中学校の生徒		410	410	410
卓球室 (1 台につき)			520	520	520
アーチェリー場			1,250	1,460	2,510
トレーニング室 (1 人につき)			310	310	310
研修室, 会議室 1, 会議室 2 及び会議室 3 (1 室につき)			2,090	2,400	4,190

備考

- 1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後4時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までをいう。
- 2 「一般」とは、学齢に達しない者、小学校の児童及び中学校の生徒以外の者をいう。
- 3 「小学校」には、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。
- 4 「中学校」には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。
- 5 供用時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。

プールの利用料金について

プールの利用料金については、別表に掲げる額の範囲内で、市長の承認を得て、次のとおり定めている。

- 一般 620円
- 学齢に達しない者、小学校の児童及び中学校の生徒 310円

4 京都市障害者教養文化・体育会館条例

(設置)

第1条 障害者の心身の健康の維持増進を図るとともに、障害者の社会参加の促進に資するため、障害者の教養文化活動及びスポーツその他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市障害者教養文化・体育会館
位置 京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原37番地の4

(事業)

第2条 京都市障害者教養文化・体育会館(以下「会館」という。)においては、次の事業を行う。

- (1) 障害者の教養文化活動及びスポーツのための施設の提供
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
(指定管理者による管理)

第3条 会館の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 会館の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第4条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開館時間 午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日は、午前9時から午後5時まで

休館日 水曜日(水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(利用資格)

第5条 会館を利用することができるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (4) 前3号に掲げる者とその障害の程度が同程度と認められる者
- (5) 前各号に掲げる者の介護者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

(利用の許可)

第6条 会館を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会館の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(利用料金)

第8条 利用の許可を受けたもの(第5条第6号に掲げるものに限る。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の還付)

第9条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第11条 利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第13条 利用者は、会館の利用を終了し、又は利用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第14条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他会館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成17年12月26日条例第95号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市障害者教養文化・体育会館(以下「会館」という。)の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に会館の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市障害者教養文化・体育会館条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市障害者教養文化・体育会館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第 5 条	第 6 条
第 10 条第 1 項	第 11 条第 1 項

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日条例第 84 号)

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(平成 25 年 7 月 31 日規則第 29 号で平成 25 年 8 月 1 日から施行)

附 則 (平成 26 年 3 月 25 日条例第 146 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市障害者教養文化・体育会館の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 31 年 3 月 28 日条例第 92 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市障害者教養文化・体育会館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による京都市障害者教養文化・体育会館の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

区 分		利 用 料 金				
		午 前	午 後	夜 間	全 日	
第1 体育室	全 面	日曜・土曜・休日	円 3,030	円 3,660	円 3,030	円 8,800
		その他の日	2,510	3,030	2,510	7,220
	半 面 利 用		1,250	1,360	1,250	3,450
	部分利用(1人につき)		260	260	260	620
第2 体育室	全 面 利 用		1,250	1,360	1,250	3,450
	部分利用(1人につき)		260	260	260	620
トレーニング室(1人につき)		310	310	310	830	
会 議 室		2,200	2,510	2,200	6,180	
視 聴 覚 室		830	1,040	830	2,400	
付 属 設 備		別に定める。				

備考

- 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- この表に掲げる利用時間の区分を超えて会館(付属設備を除く。)を利用する場合の利用料金の上限額は、30分までごとに、その直前の利用時間の区分に係る利用料金の上限額の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 開館時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。

付属設備の利用料金について

付属設備の利用料金については、市長の承認を得て、無料としている。

京都市障害者スポーツセンター

〒606-8106

京都市左京区高野玉岡町 5 番地

TEL 075-702-3370

FAX 075-702-3372

ホームページ：

<http://www.kyoto-syospo.or.jp>



京都市障害者教養文化・体育会館

〒601-8155

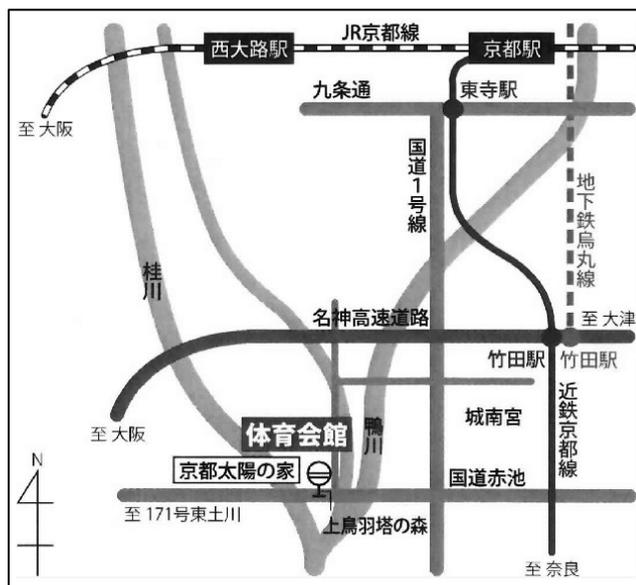
京都市南区上鳥羽塔ノ森

上河原 37-4

TEL・FAX 075-682-7140

ホームページ：

<http://kaikan.kyoto-syospo.or.jp>



編集・発行 公益財団法人京都市障害者スポーツ協会

〒606-8106 京都市左京区高野玉岡町 5 番地

TEL 075-702-3370/FAX 075-702-3372